

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	水再生センター
委 託 業 務 名	唐崎中継ポンプ場非常用自家発電機整備業務
委 託 業 務 場 所	大津市唐崎二丁目
概 要	非常用自家発電機の分解点検整備
契 約 期 間	令和 8 年 9 月 1 0 日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 0 日
契 約 金 額	5, 5 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 兵庫県尼崎市潮江一丁目 3 番 3 0 号 〔名 称〕 ヤンマーエネルギーシステム(株)大阪支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	整備対象の発電機は、ヤンマーディーゼル(株)（現：ヤンマー(株)）が製造したものである。当該発電機を分解して点検及び整備する際、製造者の専門的技術を必要とし、製造者の指定する者以外の者では同様の整備ができないため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。